秦野市小学校給食

食物アレルギー

対応マニュアル

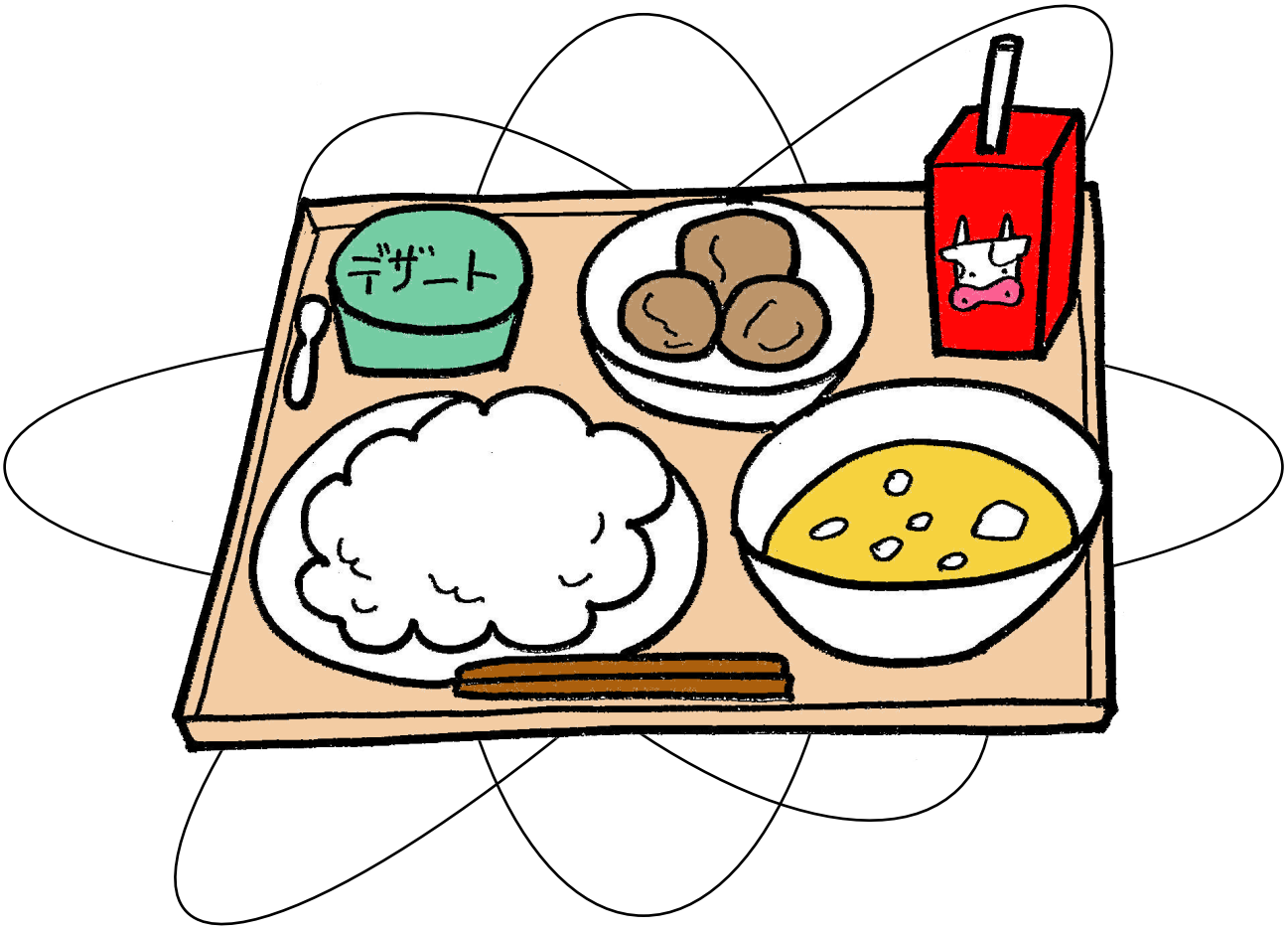

秦野市教育委員会・秦野市学校給食会

令和８年１月

秦野市立小学校給食における食物アレルギーの対応マニュアル
ー学校給食における対応の原則ー

1　対応が必要な児童を明確にする。

- 学校給食において食物アレルギー対応が必要な場合は、医師の診断を受け「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患用）を作成してもらい、保護者が学校へ提出する。
- 提出された「学校生活管理指導表」をもとに、学校と保護者が面談し情報を共有化するとともに児童への対応を協議する。
- 保護者との協議は、原則、管理職（校長、教頭どちらか）・担任・養護教諭・栄養職員（栄養教諭）とする。
- 面談後に関係者（上記メンバーの他、学年主任等）で協議し、学校長が対応を最終決定する。
- 配慮を要する児童については、「食物アレルギー対応児童名簿」か「給食における配慮児童名簿」を作成し、校内で一括保管するとともに、保護者の同意のもと関係職員全員に周知する。

2　安全な給食の提供を最優先にする。

- 食物アレルギー対応を行う児童については、毎月の情報共有を密にする。
- 食物アレルギー対応を行う児童で、必要な場合は、保護者と相談の上、メニューに応じて弁当持参、代替食持参などの措置を行う。
- 本市の給食調理施設は、アレルギー対応食を安全に作ることができるブースや専用の調理員を配置することができない状況から、当面、代替食の提供は行わない。
- 費用の面から、デザートの代替も行わない。
- 除去食については、明確に除去できる「鶏卵・うずらの卵・牛乳・乳製品」のみで対応する。
- 除去食は視覚で確認できるよう通常の食器とは違う緑色の食器を使用する。給食室で配膳し、ラップをかけ、個人票を添付して教室に届ける。個人票は提供した年度の次の年度まで保存する。
- 除去食の食器の児童は、当日のおかわりはしないことを徹底する。

3　提供する給食の対応については、秦野市内の小学校で統一して行う。

- 食物アレルギーの除去食については、原則として秦野市内の小学校で同じ基準で行う。
- 飲用牛乳を停止した児童については、牛乳代を減額して月々の給食費を徴収する。
  （代替の飲料物の提供はありません。）
- 教職員や栄養教諭・栄養職員ならびに調理員が、市内のどの学校に勤務しても給食における食物アレルギーの対応は同様であるよう周知・指導するとともに保護者にも説明のうえ、理解・協力をお願いする。
- 学校給食会理事会として、食物アレルギーに対してどう対応できるのか、定期的に教育委員会と協議を重ねる。

食物アレルギー疾患における給食での対応について

保護者（家庭）	学校
① 学校給食において特別な対応を希望する場合 • 新入学児童保護者説明会の時 • 新規にアレルギーが発症した時 • 進級する時 • 転入した時	**② 学校給食において特別な対応の申し出を受け、対応についての検討を始めます。** • 保護者に「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。 • 学校給食における対応について個人面談の準備をします。
③ 医療機関を受診し、「学校生活管理指導表」の記入を依頼してください。 • 作成手数料は有料です。 • 受診はかかりつけ医に相談してください。 • 市内には、アレルギー科のある医療機関もあります。	**④ 「学校生活管理指導表」の内容を確認し、面談日の連絡をします。**
⑤ 面談日の調整をします。	

申し出 → ②　連絡 → ③　提出 → ④　調整 → ⑤

⑥ 学校と保護者で面談を行います。

• 面談の出席者は、保護者と管理職・担任・養護教諭・栄養職員（栄養教諭）です。
• **「学校生活管理指導表」**の内容の確認と対応内容を検討します。
• 内容について、保護者の同意のもと、関係者全員が共通理解を図ります。

⑦ 学校長が対応を決定し、お知らせします。

学校と毎月の情報共有を密にします。

• 除去食は通常の食器とは違う緑色の食器を使用します。
• 給食室でラップをかけ個人票を添付します。
• 除去食の児童は、当日のおかわりはしないことを確認します。

⑧ 対応児童一覧表を作成します。

• 「学校生活管理指導表」から「食物アレルギー対応児童名簿」を作成し、学校内での情報の共有、環境整備を行います。

⑨ 秦野市教育委員会

• 市内全小学校の状況を把握し、今後の施策に生かします。

※対応している児童については、毎年度当初に必ず主治医の診断を受け変更がないか確認します。

⑩ 決定後、変更が生じた場合の対応は

• 医師から指示内容に変更があった場合は「学校生活管理指導表」を提出後、再度面談を行います。
• 対応する必要がなくなった場合は、必ず学校へ申し出てください。
• 学校の都合で対応の変更があった場合は、再度保護者と面談をし、対応を修正します。

⑪ 変更がない場合の対応は

• 変更がない場合も必ず新たに「学校生活管理指導表」を提出し、再度面談を行います。

その他

• 乳糖不耐症などで牛乳が飲めない場合の牛乳辞退、えびなど児童が自分で除去できる場合のように給食室での対応を要しない場合は「学校生活管理指導表」の提出は必要ありませんが、必ず担任へ申し出てください。

食物アレルギー対応　Q&A

Q１． 子どもにアレルギーがあります。給食で特別な対応をお願いしたいのですが、学校へお知らせするのではいけませんか？

A　給食室の特別な対応を希望される場合は、医療機関を受診し「学校生活管理指導表」に記載（有料）していただき学校へ提出してください。この用紙は、学校にあります。

Q２． 医療機関は、どこへ行けばいいのですか？

A　かかりつけ医にご相談ください。市内には、アレルギー科のある医療機関もあります。受診してアレルギー対応を診断していただくこともできます。

Q３． 除去食をお願いしたいのですが、どんなものでも除去してもらえるのですか？

A　鶏卵・うずらの卵・牛乳・乳製品を、明確に除去できる範囲での対応を行います。（作業手順により対応できない場合もあります。）食物アレルギー対応を行うお子さんは、ご相談のうえメニューに応じてお弁当を勧めることもあります。

Q４． かわりのメニューをお願いできないのですか？

A　秦野市の小学校では自校で調理していますので、アレルギー対応のためのブースやその調理を専門に行う調理員を配置することは難しい状況です。お子さんの安全を最優先に考え、代替食の提供は行っていません。

Q５． 子どもが、おかわりなどをして食べてしまうようなことはありませんか？

A　除去食は、通常の食器とは違う緑色の食器を使用します。給食室で配膳しラップをかけたものが、個人票と一緒に届きます。個人票には、「おかわりはできません」と書かれています。他のお子さんや担任以外の先生にもすぐにわかるようにしています。

Q６． 重篤なアレルギーではないのですが、その食品を食べるとかゆくなったりするようなことがあるのですが、どうしたらいいですか？

A　給食室で調理する段階での対応でない場合は、今までどおりに担任へ申し出てください。体質的に牛乳が飲めない、自分で取り除いて食べる等の場合です。この場合は、お子さんが自分で行うことになります。給食の献立表をお子さんと一緒にご確認ください。

Q７． 食べなかった分の給食費はどうなりますか？

A　年度はじめに、「市からのお知らせ」でお伝えしていますが、手続きによって飲用牛乳は停止することが可能です。その場合は牛乳代を減額して給食費を徴収します。個々の食材やデザートについての減額徴収はできません。

＊各小学校では、安全を最優先にしたおいしい給食の提供に努めていきます。
食物アレルギーの対応につきましてご理解をいただき、ご協力をお願いします。